

川崎で子育てできてよかった！

産後ケア



出産後、手伝ってくれる人がいなくて不安、授乳がうまくいかない、赤ちゃんのお世話の仕方がわからない、お産と育児の疲れから体調がよくないなど、出産後育児等の支援が必要な方を対象に、産後ケア事業を実施しています。

利用できる方

川崎市に住所のある生後4か月未満の乳児とその母親

(36週6日までに出生した方は修正月齢で4か月未満)

医療行為の必要がある方(処方薬の服薬や医療機関受診中など)はご相談ください。

ケアの内容

- お母さんのケア(健康状態の観察、休息、乳房ケア、育児相談など)
- お子さんのケア(健康状態の観察、授乳、沐浴、体重の確認など)

利用回数 ケアの種類

お子さま一人につき通算して7回(日)までの利用です。

*双子の方は14回までです。

*宿泊型は1日を1回と数えます。

宿泊型

市内の助産所や医療機関に
宿泊してケアを受けます

利用料金

1日7,500円

*1泊2日は15,000円

(減免後は1日5,000円)

日帰り型

市内の助産所で90分
のケアを受けます

利用料金

1回4,000円

(減免後は1回1,500円)

訪問型

助産師がご自宅へ訪問し、
90分のケアを受けます

利用料金

1回5,000円

(減免後は1回2,500円)

※利用料金は利用した施設または助産師へ直接お支払いください。

※市民税非課税世帯は、利用料金が宿泊型1日2,500円、日帰り型・訪問型は無料です。

利用には当該年度(4~6月に利用する場合は前年度)の非課税証明書提出が必要です。

※生活保護世帯は、全ての種類で利用料金が無料です。利用には被保護証明書の提出が必要です。

令和6年4月1日から利用料金の減免が始まります！

お母さん1人につき1日(回)2,500円、最大5回まで利用料金から減免されます。

例：宿泊型を3泊4日、訪問型を2回利用した場合

宿泊型：7,500円を5,000円に減免

利用料金 5,000円×4日分=20,000円(減免4回)

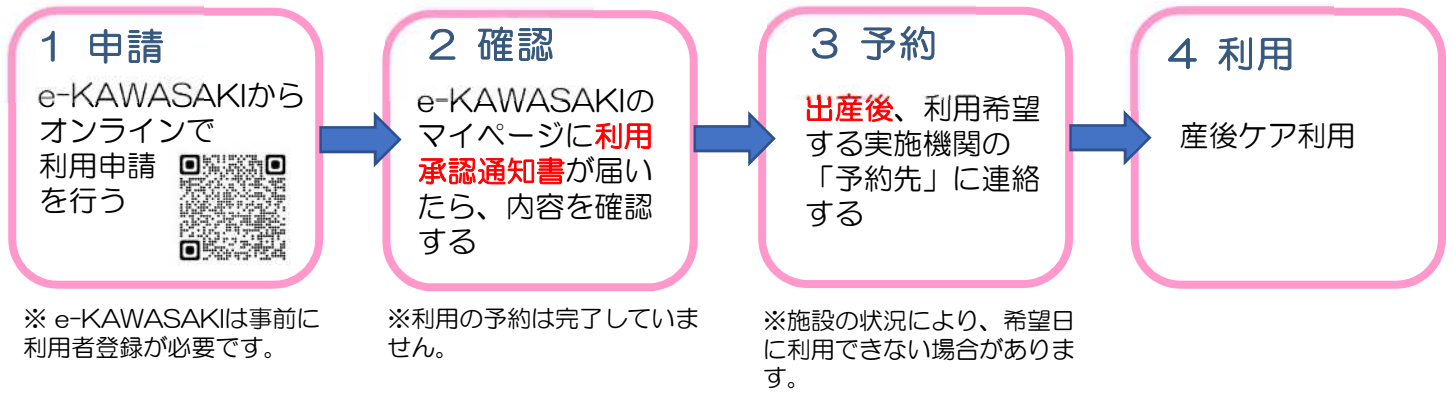
訪問型：(1回目)5,000円を2,500円に減免(減免1回)

(2回目)5,000円(減免対象外)

利用料金合計
27,500円



利用方法 申請は**妊娠32週から**可能です。
事前申請が必要です。妊娠中の申請をお勧めします。



実施施設 市内医療機関または助産所等

- 利用可能な施設は市ホームページ **川崎市 産後ケア** でご確認ください。
- 希望する実施施設によって、予約先が異なります。
- 利用を中止する場合は、利用日の前日の午前12時までに利用する施設に直接連絡してください。
- ※期日を過ぎての利用日の変更（中止）、または連絡をすることなく利用を中止した場合は、キャンセルとして取り扱い、キャンセルに伴う利用者負担が発生します。
- ※川崎市と契約を結んでいない医療機関で産後ケアを受けた場合は、費用の助成はありません。必ず川崎市の産後ケア実施施設であることをご確認ください。

産前から継続して治療をしている病気がある方や、出産・育児にあたり経済面、体調面などで不安がある方は、お住まいの区の地域みまもり支援センター等にご相談ください

川崎市地域みまもり支援センター 地域支援課	044-201-3214
大師地区 健康福祉ステーション (令和6年12月27日まで)	044-271-0145
田島地区 健康福祉ステーション (令和6年12月27日まで)	044-322-1978
幸区地域みまもり支援センター 地域支援課	044-556-6648
中原区地域みまもり支援センター 地域支援課	044-744-3308
高津区地域みまもり支援センター 地域支援課	044-861-3315
宮前区地域みまもり支援センター 地域支援課	044-856-3302
多摩区地域みまもり支援センター 地域支援課	044-935-3264
麻生区地域みまもり支援センター 地域支援課	044-965-5234

※大師地区、田島地区含め川崎市にお住まいの方は、令和7年1月以降川崎市地域みまもり支援センターにご連絡ください。

●申請：オンライン手続きかわさき (e-KAWASAKI)
右の二次元コードからアクセスしてください



●問合せ：川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当
044-200-2450